平成30年度SNSを活用した相談体制の構築事業委託業務仕様書

1 委託事業の名称

平成30年度SNSを活用した相談体制の構築事業委託業務

2 委託期間

契約日から平成31年3月31日まで

3 業務場所

受託者が設置する相談室

4 目的

本委託事業は、三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントを用いて相談窓口を開設し、6(1)ウに定める対象者からのいじめ等の相談、通報への相談対応業務を行うとともに、SNSを活用した相談に係る調査、研究を行うことを目的とする。

5 契約上限額

8,731,800円

(消費税及び地方消費税を含む。これを越える契約はできない。)

契約上限額には以下の費用も含むこと

- ・SNS相談用システム※使用料
- ・三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントの開設費および使用料 ※同時に複数の相談に対応できるシステム。併せて、自動返信、数値解析の機能を 有し、三重県において常時相談対応の閲覧が可能であること。

6 委託業務の内容

(1) 相談対応業務

ア 実施期間

契約後1ヶ月以内に相談を開始し、平成31年3月31日までの間の三重県の休日以外(以下、「平日」と言う。)に実施する。

イ 相談受付時間

実施期間中の午後5時から午後9時まで

ウ対象者

三重県内の全ての中学生及び高校生(義務教育学校、特別支援学校、私立学校、

国立学校、高等専門学校の生徒を含む)概ね105,000人

対象生徒を以下のように、順次拡大する。

5月…中学1年生と高校1年生概ね35,000人

7月…中学2年生と高校2年生を加えた概ね70,000人

9月…全ての中学生、高校生概ね105,000人

(相談件数等の状況により、拡大時期を早める場合は、受託者と協議のうえ決定する)

工 相談内容

いじめをはじめとする様々な悩みに関する事項

才 相談方法

- (ア) 実施期間中、三重県のいじめ等相談対応用LINE@アカウントあてに対象者 から送信される、いじめ等の相談、通報に関するメッセージに対し、LINE を利用したいじめ等の相談の対応に必要な知識と経験を有する相談員を配置 し、適切に対応する。
- (イ) 相談受付時間外や同時に複数の相談、通報が来た場合等、すぐに相談対応ができない場合は、自動返信機能を用いて、相談者に対してその旨及びその際の対応を分かりやすく伝える。

力 相談体制

(ア)業務責任者の配置

受託者は、受託業務を円滑に運営するため、当委託業務の責任者を1名以上配置し、内部における責任体制を構築すること。

(イ) 相談員の配置

受託者は、相談対応時間中、相談員を2名以上(スーパーヴァイザーを1名含めることも可)常に配置すること。なお、スーパーヴァイザーの選任基準は相談員に準ずる。

(ウ) 相談員の資格

相談員は、臨床心理士の資格を有し、3年以上、子どものいじめ等に関する相談業務の経験を有する者とする。

(エ) 業務責任者等の名簿等の提出

業務責任者の職と氏名、相談員の資格や相談経歴がわかる資料及び相談員の配置 体制がわかる資料を提出すること。名簿について変更が生じる場合は、事前にか つ速やかに変更内容を提出すること。

(才) 相談環境

- ・業務を実施するにあたり、必要となるアカウントを取得するために、LINE との契約を行うこと。
- ・受託者は、受託者が設置した相談室にSNS相談用システムを導入し、相談環境を構築すること。

(カ) 守秘義務の徹底

別記「『平成30年度SNSを活用した相談体制の構築事業業務委託』における個人情報の取扱いに関する特記事項」に基づき、守秘義務を徹底すること。

キ 相談室の設備

SNS相談に使用するパソコン等の設備を設置するとともに、相談内容が外部に漏れることのないようにすること。また、SNS相談室の設備の状況がわかる資料を提出すること。

ク 相談員の研修

受託者は、相談員に対する研修を実施し、いじめ等の悩みに関する相談に係る資質 向上に努めるとともに、電話相談や対面による相談とは異なる相談技法の習得に努め ること。

ケ報告

相談対応状況(アクセス件数、相談件数等)については、翌日に三重県教育委員会

担当者(以下、「県担当者」と言う。)に報告すること(報告すべき日が三重県の休日であった場合は、翌平日に報告すること)。また、相談内容は電子データとして保存し、三重県教育委員会に提供すること。報告にあたっては、相談内容が外部にもれることのない方法で行うこと。

なお、名前や学校名等が特定できた場合は、相談状況とともに特定できた情報を報告すること。

また、平成31年3月29日の相談対応状況報告及び相談内容の電子データ提供は、 翌平日までに行うものとする。

コ 緊急対応が必要な相談への対応

受託者は、自殺等、生命や身体の危険が推測され、緊急対応や危機介入が必要とされる場合は、県担当者に迅速に連絡するとともに、必要に応じ三重県警察にも通報し、安否確認を依頼すること。

(2)調査、研究への協力

三重県教育委員会が開催するSNSを活用した相談体制にかかる会議への出席(年3回程度)、資料提供等、三重県教育委員会が実施する調査、研究に協力すること。

7 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

(1) 通報等の義務

受注者が契約の履行にあたって、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。

- ア 断固として不当介入を拒否すること。
- イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
- ウ発注所属に報告すること。
- エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当入 を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある 場合は、発注所属と協議を行うこと。
- (2) 通報を怠った場合の措置

委託者は、受託者が(1) イまたはウの義務を怠ったときは「三重県の締結する物件 関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格 停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。

8 その他

- (1) 本事業を履行するにあたり、第三者へ業務のすべてを委任、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。業務委託契約が終了した後も、また同様とする。
- (3) 受託者は、この委託業務に関して、法令を遵守し、誠実に業務を行うこと。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項について、受託者は三重県教育委員会と協議 のうえ、決定するものとする。